

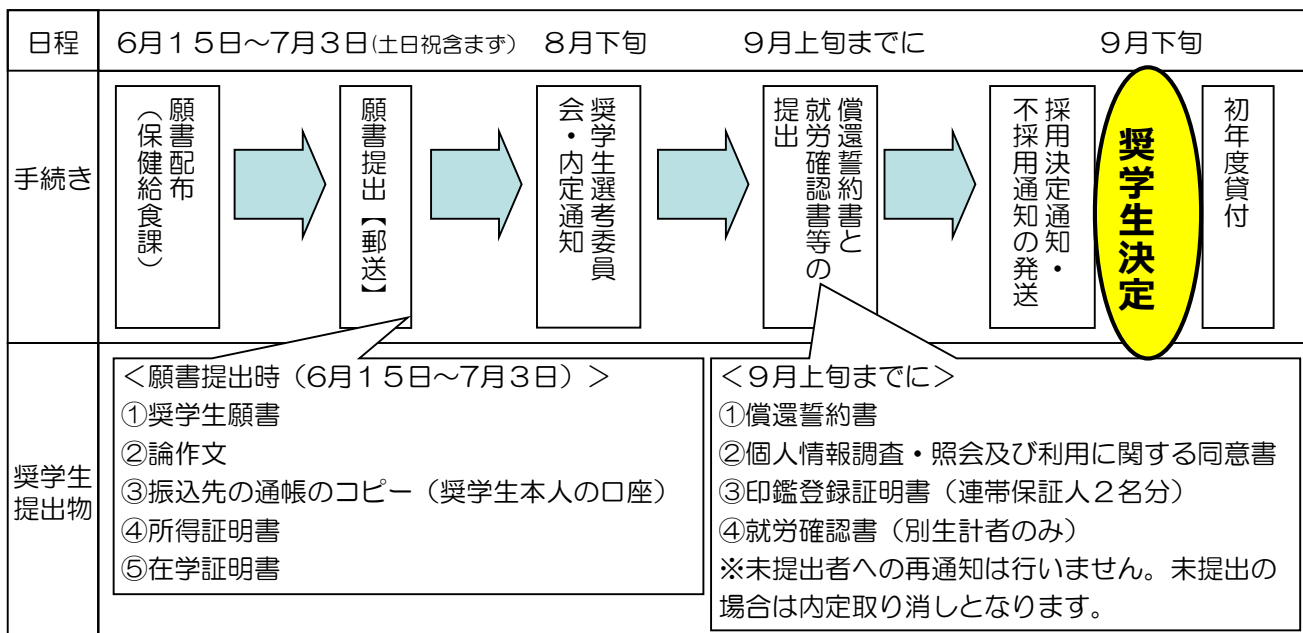
奨学生募集のしおり

はじめに

奨学金は、修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために高等学校・大学等への修学が困難な者に、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ることを目的としています。奨学金貸付終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還することになります。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、本当に奨学金が必要か、また、返還していけるかを十分考慮の上、この募集のしおりをよく読んで受付期間内に出願してください。

出願～奨学生決定までの手続きについて

【手続きの流れ（出願～初年度）】



1 【出願資格】 次の①、②、③の要件を備えている者であること

①扶養者が高槻市内に住所を有していること

父母等保護者の扶養に入っている方が対象となります。配偶者の扶養に入っている場合や、独立生計者(父母等保護者の扶養に入っていない場合)は対象となりません。

なお、高槻市内の養護施設に在籍する生徒・学生は、その養護施設の長を「扶養者」とみなします。

②高校等・大学等に在学している者

出願時点で高校・高等専門学校・短大・大学・専修学校(修業年限が2年以上の高等・専門課程に限る)等に在学している者。(各種学校は、対象となりません。)

ただし、社会人の方は対象となりません。

③経済的理由により修学困難な者

本人の扶養者(学資を負担している者)の所得が、次表所得基準額以下であること。ただし、特別な事情があれば所得基準額を超えていても、願書は受け付けます。

■所得基準額

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	※5人を超える場合は1人増すごとに1,095千円を総所得金額に加算する。
総所得金額 (千円)	3,359	4,330	5,283	6,448	7,541	
給与総収入額 (税込概算)	4,873	6,075	7,203	8,497	9,712	

※ 事業所得の方は、営業収入 - 必要経費 = 総所得金額となります。

※ この所得基準額は、次のような方法ではめることにしますので注意してください。

ア 家族数とは、扶養者にその扶養家族数を加えた数をいいます。

たとえば、同居の家族が父・母・兄・本人・弟の5人であるとき、父・兄に所得があり、母・本人・弟が父の扶養家族となっている場合はその家族数は4人となります。

(父母以外に所得のある方は家族数から省きます)

イ 「総所得金額」とは、扶養者の総収入金額から必要経費を差し引いた後の金額（給与所得者にあつては、給与所得控除後の金額）をいいます。

さらに、「給与所得」または「公的年金等所得」がある方は、「総所得金額」から10万円を差し引いた所得額で審査します。

ウ 父母の両方に所得がある場合は、その合計額を扶養者の所得とします。

2 [願書受付期間]

★願書の受付は、郵送のみによる受付です。

以下及び4 [出願手続]、各記入例をよく読んで提出してください。

●願書配付

高槻市ホームページからダウンロード、または高槻市教育委員会保健給食課窓口にて配付

●願書受付期間

令和8年6月15日(月)～7月3日(金) (消印有効)

※注意※ 願書等の書類は、受付期間を過ぎた場合は受付できません。
7月4日以降の消印は受付できませんので、ご注意ください。

●郵送先：〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

高槻市教育委員会保健給食課 学校保健チーム宛

●下記の注意点を確認の上、郵送してください。

①郵送トラブルを避けるため、必ず簡易書留または特定記録郵便により、郵送してください。その際、追跡番号を必ず控えておいてください。

②書類不備がある場合は、後日連絡させていただきます。また、書類訂正のためご来庁いただくこともあります。

※提出期日(7月3日(金)消印分まで)において書類不備がある場合は、受付できませんので、願書は期日に余裕を持って提出してください。

●願書を受付けましたら、保健給食課から受領書を後日郵送いたします。

●償還誓約書と個人情報調査・照会及び利用に関する同意書、印鑑登録証明書、就労確認書は、採用内定者に対して改めて提出通知を行いますので、期日(9月上旬を予定)までに提出してください。

3 [貸付月額と期間]

下表のとおり

区分	貸付月額	期間
高等学校・ 高等専門学校専修課程（高等課程）	国公立	7,000円以内
	私立	10,000円以内
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	国公立	11,000円以内
	私立	14,000円以内
委員会が特に認める学校等	委員会が定める額	

4 [出願手続]

奨学生を希望される方は、次の（１）から（５）の書類を整えて、教育委員会に提出してください。

（１）奨学生願書

次の点に留意して記入してください。

- ・願書は本人が自書してください。（扶養者欄は扶養者が自書）
- ・願書は「記入例」を参照の上、**黒色ボールペン**で記入してください。（鉛筆及び消せるボールペン等は不可）
- ・誤って記入してしまった場合は、二重線を引いた上で、願書に押印する印鑑で訂正印を押して修正してください。**修正液や修正テープでの修正は出来ません。**

（２）論作文

- ・本人が必ず作成してください。選考委員会の中で記述内容について確認させていただいており、選考の重要な判断材料となっています。
- ・ボールペン又はHB以上の濃い鉛筆<共に黒>で、**横書き**ではっきりと書いてください。
- ・文章内に個人を特定できる名前や題名を記入しないでください。それ以外の文章構成は問いません。文字はきっちりと丁寧に記入してください。
- ・論作文については誤った場合も、訂正印は不要です。（個人が特定できるため）
高校等、大学等ともに、所定の400字原稿用紙に350字以上400字以内で記入のこと

（３）振込先の普通預金口座の通帳のコピー（口座は奨学生本人名義のみ）

振込先の口座の確認のため必要となります。ゆうちょ銀行にも振込可能ですが、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です。ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）のままでは振り込むことができません。

（４）所得に関する証明書（下記のいずれかひとつ コピー可）

①給与所得者（会社員）	令和8年度市民税・府民税特別徴収税額の通知書
②事業所得者（自営業）	令和8年度市民税・府民税納税通知書 （1、3ページ目の2枚）
③上記の所得者で該当する 証明書が提出できない場合	令和8年度課税（非課税）証明書 市役所（総合窓口-1階23番窓口）又は支所で 請求できます。
④生活保護世帯	福祉事務所長発行の「生活保護受給証明書」
⑤施設在籍者	施設長発行の「施設在籍証明書」

※なお、所得内容に不明点がある場合、市民税課に照会いたします。

（５）在籍する学校の在学証明書

出願時点で学校に在籍されているか確認する為必要となります。

5 [選考と決定]

奨学生は、ご提出いただいた願書、所得証明書、論作文及び兄弟姉妹の高槻市奨学金滞納状況を基に奨学生選考委員会において審議のうえ、教育委員会が決定します。

6 [内定について]

奨学生採用内定及び不採用決定の通知は8月下旬頃に行います。

7 [償還誓約書及び個人情報調査・照会及び利用に関する同意書、印鑑登録証明書、就労確認書の提出について]

最終的な採用決定は、内定通知後の9月上旬までに下記書類を提出していただいた後に行います。（これらの書類の提出が完了して採用決定となります）内定通知とともにこれらの書類の提出を求める書面を郵送いたしますので、期日までにご提出ください。なお、貸付にあたり、連帯保証人2人（扶養者・別生計者）を設定していただく必要があり、別生計の連帯保証人は、成年で一定の職業に就き、弁済能力を有する必要があります。（なお、この連帯保証人は、法的に主債務者・扶養者と同じ立場で償還金の支払義務を負っていただきます。）

※内定 = 貸付決定ではありません。これらの書類を提出期限内に提出できなかった場合は内定取り消しとなります。

※別生計とは・・・住所を奨学生本人・扶養者とは別に定め、扶養者の扶養家族になっていないこと

※内定後に提出が必要な書類

- ・償還誓約書
- ・個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（本人・扶養者・別生計者の3通）
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書（扶養者・別生計者の2通）

※令和8年4月1日以降に発行されたもの

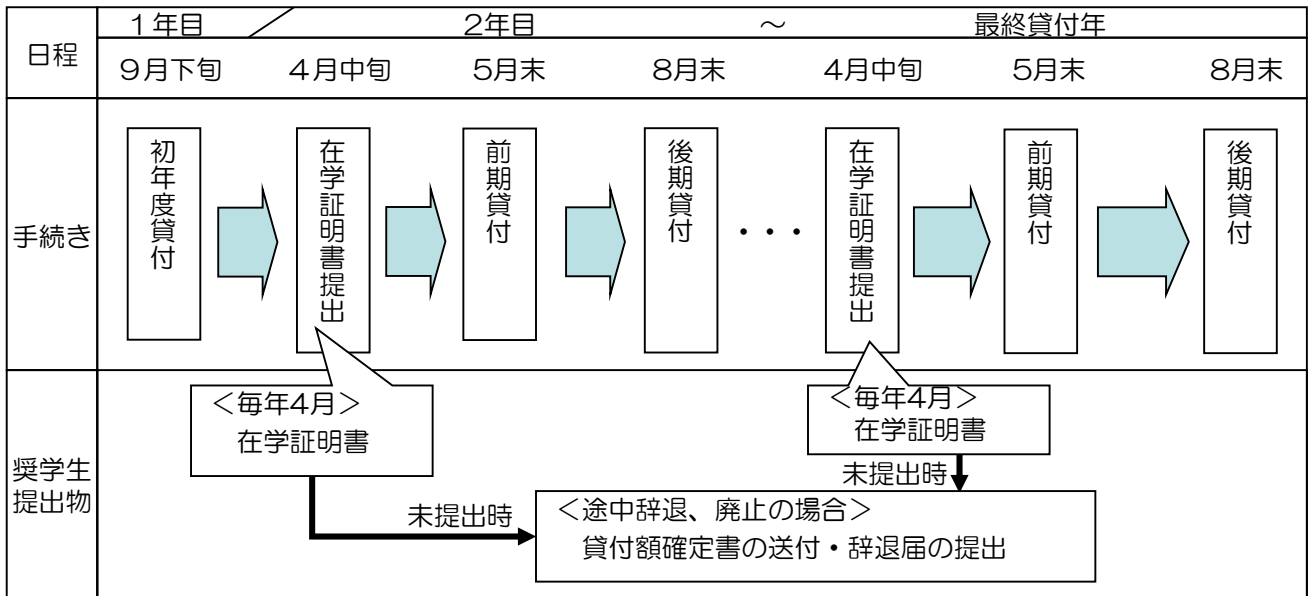
- ・連帯保証人（別生計者）の就労確認書
- ・連帯保証人（別生計者）の源泉徴収票、確定申告書の控え等、職業の有無を確認できるもののいずれか1通 ※就労確認書で事業者の証明を受けていない場合必要となります。

8 [その他]

採用は一定の枠内で行うため、たとえ所得等の選考基準を満たしていても採用できないことがあります。

奨学金の貸付について

[手続きの流れ]



9 [奨学金の貸付]

- ①奨学金は、年2回（原則として5月末、8月末）に分けて奨学生本人名義の口座に振り込みます。但し、初年度に限り、年1回（9月下旬）の振込となります。
- ②奨学生が休学したときは、奨学金の貸付を停止します。

10 [奨学金の更新手続き]

①更新方法

奨学金は、4月に在学証明書を提出することにより更新されます。

※毎年、学生であることを確認するために必要な手続きです。在学証明書を提出期限内に提出できなかった場合は廃止となります。

②更新できない場合（再度追加募集等で新規申込みが必要）

- ・公立高校から私立高校へ転校するなど、貸付金額が償還誓約書に記載の金額と変わる場合
※但し、償還誓約書を教育委員会の指定する期日までに再提出した場合は継続貸付が可能です。
- ・上級学校へ進学した場合
※再度、大学分の新規申込みが必要となります

11 [奨学金の貸付廃止]

以下の場合は奨学金の貸付を廃止いたします。

- ①奨学生が退学又は奨学金の貸付を辞退したとき。
- ②奨学生の扶養者が、市外へ転出したとき。
- ③奨学生が転校したとき。
- ④その他教育委員会が、貸付を不相当と認めたとき。

また、最終貸付前に廃止した場合は申込み時に提出いただいた償還誓約書の金額が変わるため、「高槻市奨学金貸付額確定書」を送付します。貸付金額をお確かめください。前期貸付前に廃止した場合はその年の4月、後期貸付前に廃止した場合はその年の10月から償還が始まります。

奨学金の償還について

[償還の考え方]

※例えば公立高校1年から3年間貸付を受け、その後償還を行う場合

日程	貸付			償還		
	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
期間	← 貸付期間 →			← 償還期間 (貸付期間と同じ) →		
貸付額	84,000円	84,000円	84,000円	償還期間は貸付期間と同じ 年度毎の償還額は貸付額と同じ		
償還額		償還計画書の提出 (2月下旬頃) ★		84,000円	84,000円	84,000円

1 2 [奨学金の償還]

【償還計画書の提出】

貸付が終了した後、償還開始前の2月下旬頃に、償還計画書を保健給食課までご提出いただきます。

【償還開始時期】

貸付が終了した年月の直近の4月又は10月から償還が始まります。
 上記の様に後期貸付(8月末)まで行った場合は4月から、辞退・廃止等で前期貸付(5月末)で終了した場合は10月からとなります。

【償還期間】

貸付期間終了の月の翌月から起算して貸付期間と同じ期間内です。

【償還方法(納付の方法)】

基本的に、奨学金の償還は口座振替となります。特別な理由により口座振替での償還ができない場合は保健給食課までご連絡ください。
 ※償還開始前の2月下旬頃に償還開始通知とともに口座振替依頼書を送付します。

【返還方法(納付のタイミング)】

月賦、半年賦又は年賦を選択いただけます。「高槻市奨学金償還計画書」で選択いただくことになります。

【償還金額・利子の有無】

無利子です。返還方法に従って償還計画書に定められた金額を償還していくことになります。
 但し、償還期限を過ぎても償還がなく滞納となった場合は、遅延損害金が発生しますので、必ず期限内に償還してください。

※高校、大学等と続いて奨学金の貸付けを受け、大学等在学時に高校分の償還の猶予を行っていた場合、高校と大学等の償還が同時に始まります。まず高校奨学金を償還し、その後に大学等の奨学金を償還することもできます。ただし、どちらの償還も貸付期間と同じ年数で償還しなければなりません。高校・大学の順で返還を希望する場合や、生活状況により、貸付期間と同じ年数での償還が厳しい場合は保健給食課へ相談してください。

※貸付が終了した後、返還が始まりますという通知が届き(貸付期間終了月:通常3月)、4月から償還が開始されます。上級学校へ進学し償還ができない場合には償還を猶予することが可能です。この際、奨学生が上級学校へ進学をしたという宣言をするための償還猶予申請(13に記載)が必要となります。(自動的に猶予とはなりませんのでご注意ください)

1 3 [奨学金の償還猶予と免除]

①償還猶予について

奨学生であった者が上級学校へ進学したとき、あるいはその他の理由により償還が困難と認められるときは、償還を猶予することがあります。

猶予申請せず償還を放置した場合、滞納となり督促や自宅訪問・法的措置の対象となりますので手続きを忘れないよう必要な申請は必ず行ってください。

②償還免除について

奨学生又は奨学生であった者が、奨学金償還完了前に死亡し、又は奨学金貸付後に障害者（障害の程度が、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の1級及び2級、大阪府療育手帳Aの者）になったために、奨学金の償還が困難な場合には、償還を免除することがあります。

※償還免除の規定が適用できるのは、上記に当てはまる状況となる以前の貸付分のみとなります。障害者手帳交付後に貸付を受けた場合等については免除できません。

1 4 [奨学金の償還滞納について]

高槻市奨学金は、学資として貸し付けるものです。貸付終了後に償還するお金は、今度はみなさんの後輩の奨学資金にあてられるので、必ず期限内に償還してください。

納付期限までに償還せず、滞納となった場合は、遅延損害金が発生します。また、滞納した場合、郵送での督促だけでなく、電話・訪問による督促を行います。さらに、長期間返還が滞っている場合は、期限の利益を剥奪し、返還残額を一括で奨学生本人及び連帯保証人に対して請求します。それでもなお返還に応じず、返還の意思が見受けられないと判断した場合は、奨学生本人及び連帯保証人に対して支払督促や訴訟等の法的手続きをとることになります。

正当な理由なく返還に応じず返還の意思が見受けられない滞納者について、奨学生内定時に提出された「個人情報調査・照会及び利用に関する同意書」に基づく調査・照会等を行うほか、裁判所に支払督促を申し立て、実際に裁判所からの支払督促を行っています。この場合一括で償還いただくか、異議のある場合は訴訟にて争うこととなります。支払督促を無視し続けた場合や敗訴された場合は強制執行の手続きを取ることとなります。このような事態を避けるためにも、上級学校への進学や留年、経済的な事情等で償還が難しい場合は、放置せず必ず保健給食課まで相談して然るべき手続きを速やかに行ってください。

その他の手続きについて

1 5 [身上異動届]

奨学生及び扶養者・連帯保証人の姓名・住所・電話番号が変わったとき、その他重要事項に異動があったときは、教育委員会まで必ず連絡してください。特に電話番号や住所が変わっており、郵便物が届かなかったり、連絡できないケースがありますので、住所・電話番号の変更は必ず保健給食課へ連絡してください。

なお、届出義務を怠った場合、保健給食課からの重要な書類が宛先不明で返送されてきた場合については、郵便物は本来送達されるべき期日に送達されているとみなします。

奨学生願書見本

様式第1号(第2条関係)

※この場合、父母両方の所得証明
が必要です。
勤務先・在学を具体的に記入
してください。

奨 学 生					
本人	フリガナ	タカツキ カズオ		生 年 月 日	
	氏 名	高槻 一男		昭和 平成	22 年 5 月 26 日生
	在学(卒業)学校名	△△中学校	学年	3	進学希望校

家族構成 (本人を除く)	本人との続柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	勤務先又は在学校名
	父	高槻 太郎	昭和51年8月1日	49 歳	〇〇商事勤務
	母	花子	昭和54年9月1日	46 歳	〇〇スーパー勤務
	姉	楓子	平成12年8月1日	25 歳	〇〇市役所勤務
	弟	二男	平成25年4月12日	13 歳	〇〇中学1年在学

扶養家族外の場合は書かない

記載を誤った場合は二重線および本人使用の印鑑で訂正
修正液や修正テープでの修正不可

- ・口座名義人は本人名義
- ・口座番号は右詰めで記入

この間は本人が記入します

口座振込依頼書	銀行等の名称	〇〇銀行	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	支店名	△△支店	フリガナ	タカツキ カズオ
	預金種別	普通	名義人 (申請者本人)	高槻 一男 印

奨学生を希望しますので、上記のとおり申請します。記載事項に相違はありません。
奨学生として採用された際は、高槻市奨学金貸付基金条例及び同条施行規程等を遵守し、奨学生としての責務を
果たすことはもとより、奨学

自宅および日中に連絡が
取れる連絡先を記入



令和 8 年 6 月 25日

(宛先) 高槻市教育委員会教育長

申請者 (本人)	現住所	高槻市桃園町2-1	電話	自宅	674-7111
	氏名	高槻 一男		日中連絡先(8:45~17:15に連絡が取れる番号)	090-1234-5678
扶養者	現住所	高槻市桃園町2-1	電話	自宅	674-7111
	氏名	高槻 太郎		日中連絡先(8:45~17:15に連絡が取れる番号)	090-9999-8888

ここは扶養者(世帯主)が記入します

私が属する世帯についての、願書申請から貸付金償還終了までの期間における市民税課での課税台帳の閲覧に同意します。

本人署名 高槻 一男 
扶養者署名 高槻 太郎 

※本人と扶養者は違う印鑑を使用
※本人・扶養者とも押印箇所が複数ありますが、必ず同じ印鑑を使用してください。

本人の氏名及び扶養者の氏名の記載を